

学生相談室だより

vol. 21

2021. 1

毎日寒い日が続いていますが、皆さん体調はいかがですか。学校に通学し、授業を受ける、友達と喋りながら食事をする、大声で笑う、そんな当たり前の日常が、当たり前じゃなかったと気づかされることも多かったのではないのでしょうか。1 限目の早起きや満員電車や人混みがないってこんなに楽なのかと気づいた方もいたかもしれません。もうすぐ春休みですね。少しでも有意義な時間になるお手伝いができればと思います、今回は皆さんの身の回りにもあるかもしれない、ハラスメントについて考えてみたいと思います。

ハラスメント (Harassment)

嫌がらせ

相手の意に反する行為によって不快な感情を抱かせること

例えばこんなハラスメントが…

- ・ アカデミックハラスメント (アカハラ)
→ 大学で権力や地位、人間関係を濫用して不利益を与えたり、苦痛を与えたりすること。
- ・ アルコールハラスメント (アルハラ)
→ お酒の席で酔って絡む、無理に飲ませる、飲まなきゃいけない雰囲気にする、飲めない人への配慮を欠くこと。
- ・ 就活終われハラスメント (オワハラ)
→ 「内定をやるから、もう他に就活はしないでくれ」など、内定を出すことを条件に、他社の内定辞退の強要や、就活を終わらせるように迫ること。
- ・ スメルハラスメント (スメハラ)
→ タバコ、香水や柔軟剤の強い匂いなどにより周囲を不快にさせること。
- ・ セクシャルハラスメント (セクハラ)
→ 性的な嫌がらせ。性に関する不適切な言動により、不利益を与えたりすること。

☆パワハラ防止法☆

2020年6月に改正労働施策総合推進法（通称：パワハラ防止法）が成立しました。企業側はパワハラ防止のために雇用管理上、必要な措置を講じることが義務付けられています。

行為者がどう思っているのかではなく、相手が不快に思えばハラスメントになります（客観的に正当性が認められればハラスメントになりません）。しかしハラスメントをきちんと理解しないまま、ハラスメントを受けたと主張すると、その発言自体がハラスメントになってしまう場合もあります。

相手に不快な思いをさせられて、困っている時には家族、友人、同僚、学校の先生、カウンセラーなど身近にいる信頼できる人に相談しましょう。また自身が加害者にならないためにも、自分の考えや思いを一方向的に押し付けず、口調にも気をつけることが大切です。

学生相談室は、春休みも開室しています。

気軽に相談に来てくださいね。

開室時間：10:00～17:00

(2/8(月)～3/31(水)は10:00～14:00)

相談予約・連絡先：保健室 078-591-3790 (対面相談)

hokensitu@kobe-shinwa.ac.jp

(ZOOM相談：相談日の2日前までに連絡してください)

*今後の状況によって変更される場合があります